



第1章 都市計画マスタープランの策定にあたって

1 目的

「都市計画マスタープラン」は、都市計画法に定められた「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことであり、長期的な都市づくりの方針を総合的かつ体系的に示したものです。

本市においては、人口減少や社会情勢の変化を踏まえ、地域の特性を活かした都市基盤の整備や地域経済の活性化を図り、市全体の一体的な都市づくりを進めて行く必要があります。

この「島原都市計画マスタープラン」は、「島原市市勢振興計画（平成22年3月策定）」に基づき、都市の将来像や整備方針を明確にし、市民と行政等が協働して実現していくことを目的として策定します。

■都市計画マスタープランの役割

○将来都市像の明示

将来、実現すべき具体的な都市像を示し、市民・事業者・行政が協働して目指すべき都市づくりの基本理念と基本目標を定めます。

○市が定める都市計画の根拠・指針

市が定める都市計画の決定や変更の際の根拠・指針とします。

○都市計画の総合性・一体性の確保

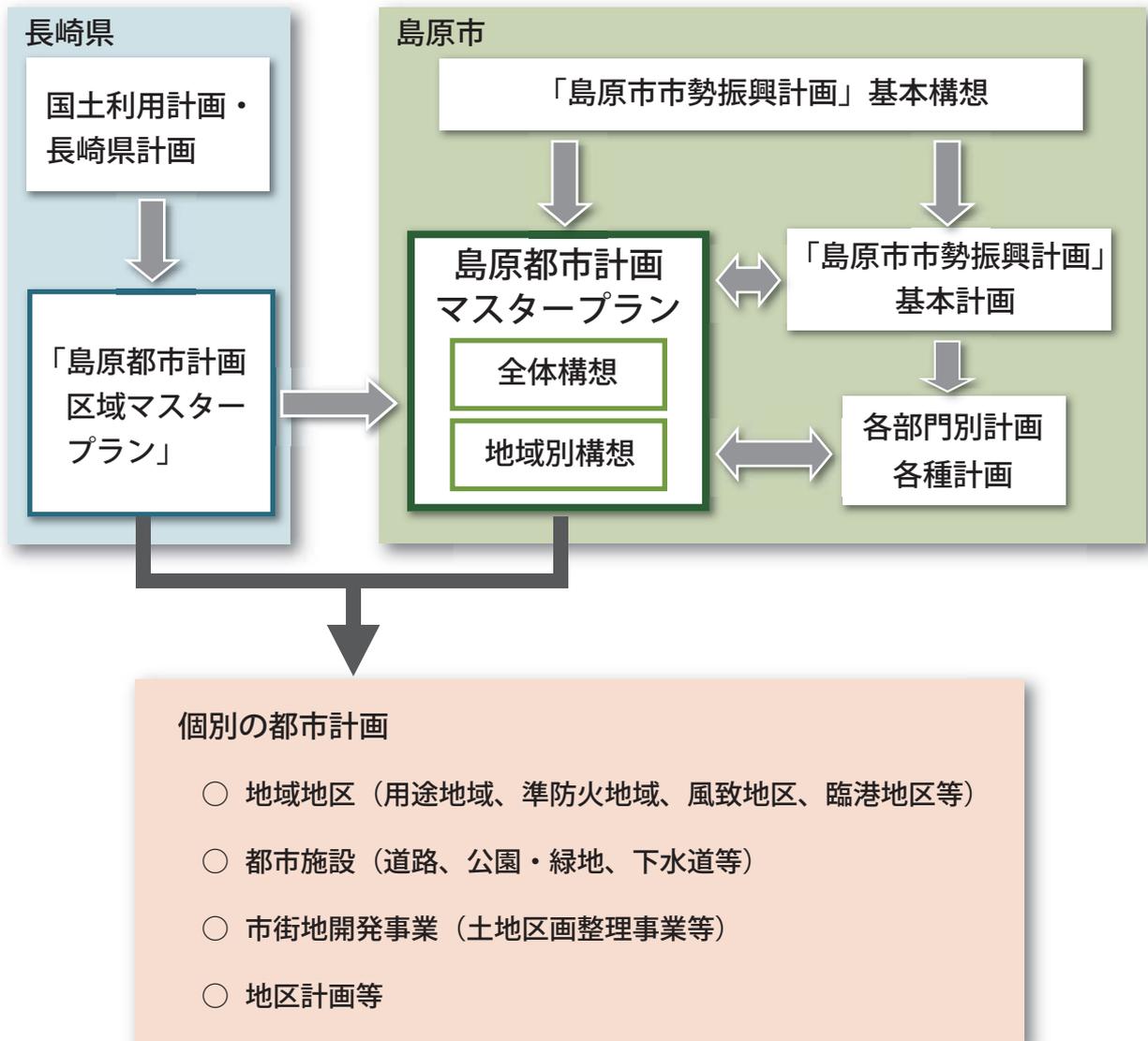
土地利用、道路・下水道・公園等の都市施設の整備、市街地の整備等、個別計画の相互関係を調整し、総合的かつ一体的な都市づくりの方針とします。

○都市づくりに関する市民の理解

都市づくりの課題や方向性について明確にし、都市計画事業への市民・事業者等の理解・協力を促します。

2 位置づけ

本市の都市づくりの上位計画としては、「島原市市勢振興計画」と県が策定した「島原都市計画区域マスタープラン（島原都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針）」があります。「島原都市計画マスタープラン」（以下、都市計画マスタープランという。）は、これらの計画に即し、将来の都市づくりの方針を定めます。





3 対象区域

都市計画マスタープランの対象区域は、島原市の行政区域全域とします。

都市計画を定める区域は、原則として都市計画区域内となりますが、本市の都市づくりは、都市計画以外の様々な分野と連携して行う必要があるため、都市計画区域外の区域についても対象区域とします。

4 目標年次

都市計画マスタープランの目標年次は、長期的な都市づくりの基本方針を示すものであることから、おおむね20年後の平成47年を目標年次とします。ただし、上位計画の見直しや社会情勢の変化等を踏まえ、適切に見直しを行います。

5 構成

都市計画マスタープランは、「全体構想」、「地域別構想」、「マスタープランの実現に向けて」の3つの章で構成します。

■全体構想

全体構想では、島原市全域を対象として、長期的な展望に立ちおおむね20年後の都市づくりの方向性を示します。

■地域別構想

地域別構想では、各地域を対象として、広域的な視点に立った地域づくりの大枠の将来像と方向性を示します。

地域の区分は、有明地域、三会地域、杉谷地域、森岳地域、霊丘地域、白山地域、安中地域の7地域とします。

■都市計画マスタープランの実現に向けて

都市計画マスタープランを実現するため、諸制度の活用や協働参画、点検と見直し等を示します。

